

## 市長のあまねくつぶやき

先日、国際科学技術展覧会（科学万博）の30周年を記念して収蔵品などを見学する「科学万博ツアー」が始まる記事が掲載されていました。親に最寄りの駅まで送ってもらい、鉄道やバスを使って会場に行き、さまざまな企業や国のパビリオンを見学した記憶がよみがえります。未来は科学の力で素晴らしい世の中になるだろうと心躍らせていました。科学万博が終了して20年、ちょうど10年前、行方市が合併した平成17年に「つくばエクспレス」が開業しました。都心から最短45分でつくば市内まで結ばれるようになり、筑波山などの観光地に訪れる人や、仕事で都心へ通うビジネスマンなどが多く利用しています。

今年には春と秋に大型連休があり、仕事がお休みの人たちにはとても都合が良い期間です。4月末から5月初めにかけての連休は「ゴールデンウィーク」と呼ばれ、本来は5月3日から5日までの3日間を指していたようですが、直前・直後に土曜日・日曜日・振替休日がある場合はそれらを含めて呼ばれることが多くなっています。「ゴールデンウィーク」という名称の由来は諸説あるようですが、昭和26年のこの時期に上映された映画「自由学校」が、正月やお盆に行われた興行成績よりもヒットしたことを機に多くの人に映画を見てもら

うと、当時の「大映」の役員により造られた宣伝用語だったようです。一方で、秋の文化の日を中心とした期間を「シルバーウィーク」と名づけましたが、こちらは定着しませんでした。しかし、敬老の日がハッピーマンデー制度（国民の祝日の一部を月曜日に移動させた改正法）の対象となったことにより9月に大型連休となるケースがあり、今ではシルバーウィークと称されることがあります。

市内では、ゴールデンウィークの時期に田植えをしている様子が多く見られます。田んぼの水面に太陽の光がキラキラと光る様子、鯉のぼりが映し出されている様子もすばらしい風景です。

ゴールデンウィーク期間中に多くの観光客が行方市の地に訪れて、霞ヶ浦や田植えの風景を楽しんでもらい、麻生・玉造で行われるお祭りやイベントなども楽しんでもらえればと思います。



行方市長 鈴木周也

市長へのEメール  
投稿用2次元コード



市政に対する意見や  
提案をメールでお寄せ  
ください。

## はい、こちら行方市消費生活センター！

### 5月は消費者月間です!!

消費者保護基本法（現在は消費者基本法）が昭和43年5月に施行されました。その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育、啓発等の事業を集中的に行っています。

今年は「みんなでつくろう！消費者が主役の社会!!」が統一テーマです。最近トラブルの多い二セ電話詐欺や架空請求、食品表示問題など、さまざまな消費者トラブルがあります。そういったトラブルに消費者だけでなく、事業者や行政も一体となって、消費者が主役となる選択・行動ができるよう連携を強めていくことが大切です。

また、行方市消費生活センターでは消費者トラブルのご相談を受け、情報の収集・提供を行っています。特に最近では、二セ電話詐欺や「頼んでもない商品が届いた」「覚えのないサイトの請求が来た」「何十年も前の会費の請求」などの架空請求の被害が深刻です。少しでもおかしいと思ったり、急に金銭を要求されたりした時には、行方市消費生活センターにご相談ください。ご相談は早ければ早いほど解決しやすくなります。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター TEL 0291-34-6446

